

吹田市市内事業者及び準市内事業者の認定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市の入札参加資格の認定の申請をした者又は吹田市入札参加有資格者名簿に登載された者を市内事業者又は準市内事業者（以下「市内事業者等」という。）として認定するに当たり、市内に本店又は支店を有することの確認方法その他必要な事項を定めるものとする。

(市内事業者等の要件)

第2条 市内事業者は、吹田市内に常設の本社又は本店（建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。以下「本店等」という。）を有し、当該本店等において市との契約事務（市との契約に係る見積り、入札、契約締結、履行等の行為をいう。以下同じ。）について完結できなければならない。

2 準市内事業者は、吹田市内に常設の支社、支店又は営業所（建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所（主たる営業所を除く。）をいう。以下「支店等」という。）を有し、当該支店等において市との契約事務について完結できなければならない。

3 市内事業者等以外の事業者は、市外事業者とする。

(本店等又は支店等の要件)

第3条 市内事業者等として入札参加資格の認定（以下「認定」という。）を受けるために市内に有する必要がある本店等又は支店等は、次に掲げる要件を満たす事務所とする。

(1) 当該事務所の形態が次に掲げる要件を満たすこと。

ア 事務所名が確認できる看板又は表札が表示され、外観上常時確認できること。

イ 建設工事入札参加有資格者名簿に登載の事業者（以下「建設工事事業者」という。）にあつては、建設業法第40条の規定による標識を常時掲げていること。

ウ 設計監理・地質調査・測量等業務委託入札参加有資格者名簿（以下「コンサル名簿」という。）に「測量」で登載の事業者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第56条の5の規定による標識を常時掲げていること。

エ コンサル名簿に「建築設計」で登載の事業者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の5の規定による標識を常時掲げていること。

オ 事務等に必要な机、椅子等の備品及び電話、ファックス等の通信機器、複

写機等の機器が常時備え付けられていること。

カ 建設工事業業者にあつては、建設業法第40条の3の規定による帳簿を常時備えていること。

(2) 当該事務所における人的配置の状況が次に掲げる要件を満たすこと。

ア 事務所に、営業活動を行い得る人的配置（当該事業者と直接的な雇用関係にある者の配置に限る。）がなされており、かつ、責任者が存在し常駐していること。この場合において、配置人員が市外の本店等と兼務となっていること等により、不在の状況が頻繁となる場合、又は常駐しているのが単なる連絡員である場合は、営業活動を行い得る人的配置がなされていると認めない。

イ 建設工事業業者にあつては、事務所に建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者が常駐していること。

(3) 当該事務所において、市との契約事務が行われており、電話、郵便及びファックスにより、常に連絡ができること。この場合において、吹田市入札参加有資格者名簿に当該事務所の固定電話又はファックスの番号として登録された番号が事務所内機器の番号でない場合、又は常時転送している場合は、当該事務所において市との契約事務が行われていると認めない。

（誓約書及び報告書等の徴取）

第4条 市長は、市内事業者等として認定を申請する事業者に対し、前条各号に掲げる要件（以下「認定要件」という。）に係る調査に同意する旨を記載した市内（準市内）事業者の認定に係る誓約書及び事務所等実態報告書等（以下「報告書等」という。）を提出させるものとする。

2 市長は、認定の申請時に報告書等を提出しない事業者又は報告書等により認定要件を満たしていることが確認できない事業者について認定をするときは、市外事業者として認定をするものとする。

（実態調査）

第5条 市長は、市内事業者等として認定をしようとするときは、必要に応じ、認定要件を満たしているかどうかを確認するため、実態調査を行うものとする。

2 実態調査は、事業者に対し必要な説明若しくは資料の提出を求め、又は現地において本店等若しくは支店等の状況を確認し、事業者若しくはその関係者に質問し、若しくはその保有する関係書類の提示を求める方法により行うものとする。

3 市長は、認定をしようとする事業者が実態調査に協力しないときは、市外事業者として認定をするものとする。

（結果通知等）

第6条 市長は、実態調査の結果について、市内（準市内）事業者事務所等実態調査結果通知書により通知を行うものとする。

- 2 市長は、実態調査により市内事業者等でないと認められ、本店等又は支店等の実態を改善しようとする事業者に対し、期限を指定して、市内（準市内）事業者事務所等実態調査改善報告書（以下「改善報告書」という。）を提出する機会を与えるものとする。
- 3 市長は、改善報告書の提出を受けたときは、再度、実態調査を行い、認定要件を満たしているかどうかについて確認するものとする。
- 4 市長は、実態調査により市内事業者等でないと認められた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市外事業者として認定をするものとする。
 - (1) 指定した期限内に改善報告書を提出しないとき。
 - (2) 前項の規定による再度の実態調査により認定要件を満たしていないと認められるとき。

（住所変更に伴う市内事業者等への認定の変更）

第7条 住所変更に伴い市外事業者から市内事業者等への認定の変更を届け出ようとする事業者については、前3条の規定を準用する。

（職権による認定の変更）

第8条 市長は、市内事業者等として認定を受けている事業者が認定要件を満たしていないと認めるときは、市内事業者等としての認定を変更し、市外事業者として認定をするものとする。この場合においては、第5条及び第6条の規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合においては、当該事業者が同項において準用する第6条第3項の規定による再度の実態調査により認定要件を満たしていると認められるまで又は同条第4項各号のいずれかに該当するまでの間、当該認定の効力を停止する。

（届出による市外事業者への認定の変更）

第9条 入札参加資格申請事項変更届の提出による市外事業者への認定の変更は、届出のあった日から、市外事業者としての効力を生ずる。

（申請による市内事業者等への認定の変更）

第10条 第4条第2項、第5条第3項、第6条第4項及び第8条第1項の規定により市外事業者として認定した事業者からの市内事業者等認定変更申請書の提出による市内事業者等への認定の変更の申請は、4月、7月、10月及び11月の別に定める期間に限って受け付ける。

- 2 前項の申請があった場合にあっては、第4条、第5条及び第6条第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の申請による市内事業者等への認定の変更は、結果の通知日の6か月後から認定する。
- 4 第1項の申請による市内事業者等への認定の変更が認められなかった事業者

は、結果の通知日から1年間、市内事業者等への認定の変更申請ができない。

(指名停止)

第11条 市長は、報告書等の内容に虚偽があることが判明したときは、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づき、指名停止を行うことができる。

(監督行政庁への通報)

第12条 市長は、調査の結果、建設業法その他関係法令に違反があると認められるときは、監督行政庁に通報するものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、市内事業者等の認定について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成28年11月7日から施行し、同日以後に認定の申請を行う事業者について適用する。

(経過措置)

2 平成28年11月6日以前に認定の申請を行った市内事業者等が認定要件を満たしていないと認める場合については、第8条（第5条第3項の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

改正後の要領は、平成29年3月1日から施行し、同日以後に住所の変更届を提出する事業者及び市内事業者等への認定の変更を申請する事業者について適用する。